

情報システム等の導入及び換装において、既設の共用の無停電電源装置(UPS)の設置及び空き容量の状況の調査を適切に実施することなどを関係部署に周知することにより、専用のUPSの調達数量を適切なものとするよう改善させたもの

節減できた専用UPSの調達価格相当額(支出) 3 2 2 1 万円

1 陸上自衛隊の庁舎等に設置されている共用の無停電電源装置等の概要

(1) 陸上自衛隊の庁舎等に設置されている共用の無停電電源装置の概要

防衛省の各組織は、部隊間における通信、防衛上の情報収集等の効率化を目的として各種の情報システム及び装置(情報システム等)を導入している。これら情報システム等の多くのものは、常時継続的に使用できる状態にあることが求められている。

このため、陸上自衛隊は、情報システム等を構成する通信機器等(通信機器)に対して、商用電源の停止等の緊急時(停電時等)に非常用発電設備から給電が開始されるまでの間(1分間以内)に給電するなどの目的で、約10分間給電する機能を有する無停電電源装置(UPS)を、陸上自衛隊のほとんどの駐屯地及び分屯地(駐屯地等)の主として通信業務を主管する庁舎(通信局舎)に設置して、共用のUPS(共用UPS)として使用している。また、陸上自衛隊市ヶ谷駐屯地及び防衛省情報本部(情報本部)は、防衛省市ヶ谷地区(市ヶ谷地区)において、防衛省内部部局が設置した共用UPSを使用している。

(2) 情報システム等の導入及び換装に含めて調達する専用の無停電電源装置の概要

陸上幕僚監部(陸幕)、統合幕僚監部及び情報本部(これらを「陸幕等」)は、陸自電算機防護システム等の情報システム等を駐屯地等、市ヶ谷地区等に導入している。これらの情報システム等は、常時継続的に使用されており、停電時等であっても給電を受け続ける必要があることから、非常用発電設備を備えた通信局舎、市ヶ谷地区等に設置されている。そして、陸幕等は、通信機器に対して、非常用発電設備から給電が開始されるまでの間に、給電するなどの目的で約5分間給電するなどの機能を有するUPSを、情報システム等の導入及び換装の際に当該情報システム等の構成部品に含めて防衛装備庁(装備庁)に調達要求し、装備庁は賃貸借契約等を締結して調達している(情報システム等の専用のUPSを「専用UPS」)。

2 検査の結果

賃貸借契約等により平成26年度以降に設置し、30年度末時点でも設置していた11情報システム等^(注1)(26年度から30年度までの間の賃借料等の支払額計363億9620万円)に係る専用UPS1,569台(賃借料等の支払相当額(調達価格相当額)計4億2279万円)を対象として会計実地検査を行った。

44駐屯地等^(注2)及び情報本部は、従来、通信局舎等に設置してある共用UPSを使用しており、当該駐屯地等及び市ヶ谷地区で使用している多くの通信機器は、停電時等に、非常用発電設備から給電が開始されるまでの間、共用UPSから給電されることになっている。

しかし、44駐屯地等及び情報本部では、通信機器と空き容量が十分にある共用UPSを直接接続できたにもかかわらず、共用UPSと同じ目的で給電する機能を有する専用UPS210台が調達されていた。

すなわち、11駐屯地^(注3)及び情報本部では、専用UPSを共用UPSと通信機器との間に接続して設置するなどしていたが、非常用発電設備から給電が開始されるまでの間の通信機器への給電は、共用UPSのみで賄えると認められた(図1参照)。また、35駐屯地^(注4)等では、共用UPSから給電できる電源ではなく、商用電源及び非常用発電設備の電源から直接専用UPS及び通信機器を接続していたが、通信機器が設置されている場所から接続可能な範囲の同室内等に共用UPSが設置されており、情報システム等の換装の際に既設の共用UPSに空き容量が十分にあったことから、共用UPSと通信機器を直接接続できたと認められた(図2参照。2駐屯地は両方の事態に該当する。)

そして、陸幕等は、専用UPSの調達に当たって、駐屯地等及び市ヶ谷地区の共用UPSの設置状況及び空き容量等の調査を実施していなかったり、共用UPSを使用している駐屯地等及び情報本部は、情報システム等に使用する可能性がある共用UPSの設置及び空き容量の状況を的確に把握していなかつ

たりしていた。

- (注1) 11情報システム等 陸幕システム、陸自指揮システム、陸自指揮システム(認証基盤)、市ヶ谷庁舎保全システム、中央指揮システムに係る専用交換装置等、防衛情報通信基盤オープン系、防衛情報通信基盤クローズ系、陸自電算機防護システム、システム監査用器材、駐屯地等情報基盤装置、訓練演習支援機能
- (注2) 44駐屯地等 旭川、上富良野、札幌、丘珠、北千歳、帯広、北恵庭、南恵庭、白老、青森、八戸、岩手、霞目、仙台、船岡、神町、霞ヶ浦、相馬原、朝霞、十条、市ヶ谷、新発田、富士、宇治、大久保、八尾、信太山、伊丹、姫路、米子、日本原、海田市、山口、松山、福岡、小倉、小郡、目達原、対馬、健軍、国分、那覇各駐屯地及び苗穂、白川両分屯地
- (注3) 11駐屯地 札幌、青森、仙台、霞ヶ浦、相馬原、朝霞、十条、市ヶ谷、伊丹、小郡、健軍各駐屯地
- (注4) 35駐屯地等 旭川、上富良野、丘珠、北千歳、帯広、北恵庭、南恵庭、白老、八戸、岩手、霞目、船岡、神町、新発田、富士、宇治、大久保、八尾、信太山、伊丹、姫路、米子、日本原、海田市、山口、松山、福岡、小倉、小郡、目達原、対馬、国分、那覇各駐屯地及び苗穂、白川両分屯地

図1 11駐屯地及び情報本部における給電関係図の例

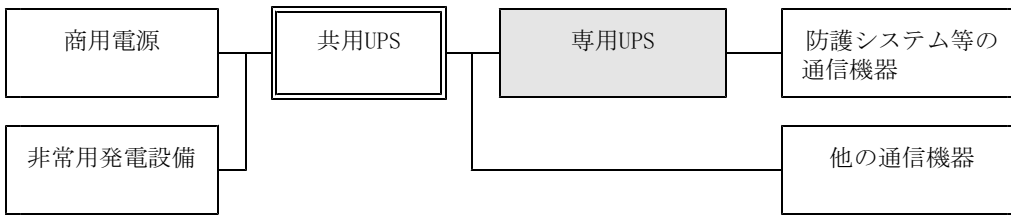
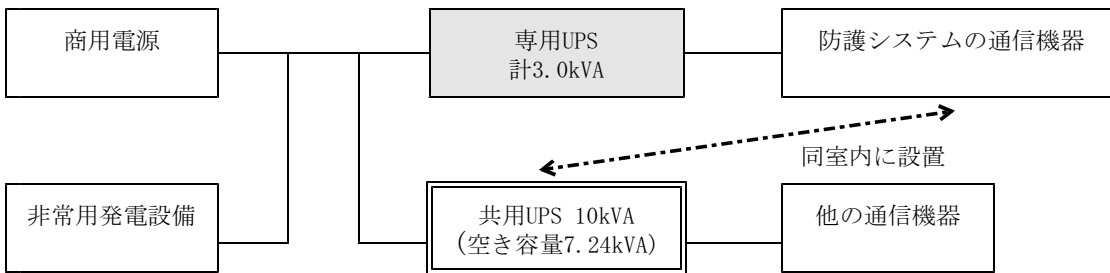


図2 35駐屯地等における給電関係図の例



このように、駐屯地等及び情報本部において、共用UPSの設置及び空き容量の状況を的確に把握していなかったり、陸幕等において、共用UPSの設置状況及び空き容量等の調査を実施していなかったりして、必要がない専用UPSを調達していた事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

前記11情報システム等の専用UPSの換装において、既設の共用UPSの設置及び空き容量の状況の調査を適切に実施するなどして専用UPSの調達数量を決定すれば、専用UPS210台を調達する必要はなく、調達価格相当額計3221万円が節減できたと認められた。

3 陸幕等が講じた改善の処置

陸幕等は、令和元年9月までに関係部署に対して通達及び通知を發して、次のような処置を講じた。

ア 陸幕は、情報システム等の導入及び換装に対応できるように、共用UPSの設置及び空き容量の状況について、駐屯地等に調査させるとともに、その結果を陸幕に報告させ、陸幕及び駐屯地等が的確に把握する態勢を整備した。また、情報本部は、情報システム等の導入及び換装に対応できるように、専用UPSの設置予定場所における共用UPSの設置及び空き容量の状況を調査することとした。

イ 陸幕等は、情報システム等の導入及び換装に際して、共用UPSの設置状況及び空き容量等の調査結果を踏まえて、専用UPSの調達数量を算定するなどすることとした。